平成２２年（フ）第９８９号
千葉県習志野市鷺沼２丁目13番29号　第二三幸荘203号
債務者　岡本　　滋
1　決定年月日時　平成22年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１０２２号
千葉県船橋市二子町493番地７　サンセイハイツ102号
債務者　平間　好美
1　決定年月日時　平成22年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１０８０号
千葉県船橋市松が丘１丁目55番10号
債務者　竹村　弘美
1　決定年月日時　平成22年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１０９７号
千葉市中央区大巌寺町99番地２
債務者　澤　　周司
1　決定年月日時　平成22年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第３４号
静岡県周智郡森町睦実2730番地の３
債務者　大石　雅巳（旧姓早川）
1　決定年月日時　平成22年９月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２２年（フ）第３５号
静岡県掛川市和田108番地の２　市営住宅和田団地50棟201号室
債務者　中田　尚子
1　決定年月日時　平成22年９月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２２年（フ）第２４５２号
名古屋市中川区畑田町２丁目７番地　市営畑田荘６棟503号
債務者　富板　　睦
1　決定年月日時　平成22年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２５１３号
名古屋市中区平和２丁目10番18号　クレグラン東別院301号
債務者　長島　鈴子（旧姓野々山）
1　決定年月日時　平成22年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第６１６号
愛知県豊田市花沢町ヲチ合19番地６、従前の住所愛知県豊田市東梅坪町８丁目８番地７　グレース23―403号
債務者　玉村　洋子
1　決定年月日時　平成22年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第７１号
福岡県柳川市田脇279番地　レオパレスグランソワール203号
債務者　大坪　一行
1　決定年月日時　平成22年９月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２２年（フ）第１０３４号
札幌市東区北17条東２丁目４番28号　アベニュー17―２階
債務者　前田　彰敏
1　決定年月日時　平成22年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１８１９号
札幌市北区麻生町２丁目２番18号　スカイパーク麻生Ⅱ202号室、住民票上の住所札幌市北区屯田６条８丁目２番23号
債務者　奥原由貴子
1　決定年月日時　平成22年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２１４０号
北海道石狩市花川北６条２丁目96番地　ＡＰＭ３号館105号
債務者　三上　　学
1　決定年月日時　平成22年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２３１８号
札幌市厚別区厚別西４条５丁目１番13号　ロイヤルハイツ北野Ａ203
債務者　高山　和久
1　決定年月日時　平成22年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２４７２号
札幌市南区藤野３条11丁目15番３号
債務者　戸舘　　工
1　決定年月日時　平成22年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２５８４号
札幌市西区西野３条10丁目２番１―205号
債務者　畑瀬　彰彦
1　決定年月日時　平成22年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２５８５号
札幌市西区西野３条10丁目２番１―205号
債務者　畑瀬真知香
1　決定年月日時　平成22年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで札幌地方裁判所民事第４部